

## 野洲市余裕期間設定工事实施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、受注者の円滑な施工体制の確保等を図るため、余裕期間を設定することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語は、次の各号に定めるところによるほか、野洲市契約規則（平成16年野洲市規則第55号）及び野洲市建設工事執行規則（平成16年野洲市規則第119号）において使用する用語の例による。

- (1) 余裕期間 建設資機材の準備、労働者確保等の工事着手以外の工事のための準備を行うために余裕期間を設定できる工事（以下「余裕期間設定工事」という。）の請負契約（以下「契約」という。）の締結の日から当該余裕期間設定工事の着手の日（以下「工事着手日」という。）の前日までの期間をいう。
- (2) 実工期 次条に規定する余裕期間設定工事を実際に施工するために要する期間（準備及び後片付けの期間を含む。）をいう。
- (3) 発注者指定方式 契約担当者があらかじめ工事着手日を指定することにより余裕期間を定める方式をいう。
- (4) 任意着手方式 契約を締結しようとする日から工事着手日の期限として契約担当者が定める日（以下「着手期限日」という。）までの間において、当該契約の受注者が工事着手日を指定することにより余裕期間を定める方式をいう。
- (5) 設計上の全体工期 当該契約を締結しようとする日から契約担当者が指定する工事着手日又は着手期限日の前日までの期間に実工期を加えた期間をいう。

### (余裕期間設定工事の指定)

第3条 余裕期間設定工事は、次の各号のいずれにも該当する建設工事で、野洲市建設工事等契約審査会規程（平成16年野洲市訓令第39号）に定める野洲市建設工事等契約審査会の審議を経て契約担当者が指定する建設工事とする。

- (1) 余裕期間を設定することにより全体の事業計画に影響が生じないこと。
- (2) 一般競争入札若しくは制限付き一般競争入札における入札公告又は指名競争入札における指名通知若しくは随意契約における見積合わせ通知（以下「入札公告等」という。）を行う年度内に設計上の全体工期を確保できること。ただし、当該建設工事に関し、継続費若しくは債務負担行為が設定されている場合又は予算が繰り越された場合は、この限りでない。

### (工事着手日)

第4条 野洲市建設工事執行規則第12条第1項ただし書に規定する期日は、次の各号に掲げる余裕期間を定める方式の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 発注者指定方式 契約担当者が指定する工事着手日

- (2) 任意着手方式 当該契約の契約者が指定した工事着手日  
(余裕期間の設定)

第5条 余裕期間を設定するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 余裕期間は、実工期の30パーセントを超えず、かつ、180日を超えない範囲で設定すること。
- (2) 発注者指定方式又は任意着手方式のいずれかの方式により設定すること。
- (3) 発注者が任意着手方式を選択した場合、入札参加者は、工事着手日通知書（別記様式）を入札執行時に提出し、工事着手日を定めること。また、随意契約の場合、契約予定の相手方は、工事着手日通知書を見積合わせ執行時に提出し、工事着手日を定めること。

(余裕期間設定工事における取扱い)

第6条 余裕期間設定工事における設計積算に当たっては、契約締結日を起算日とした標準工期又は積上げ工期の日数分の期間を工事期間として行うこととし、受注者が余裕期間を利用することにより生じる経費は受注者の負担とする。

- 2 受注者は、工事着手前の前金払の支払の請求は、できないものとする。
- 3 工事着手前の現場管理は、発注者の責任において行うものとし、受注者は資材の搬入、仮設物の設置等の行為をしてはならない。
- 4 受注者は、余裕期間中に建設資機材の準備、労働者の確保等（下請契約を含む。）の工事着手以外の工事のための準備を自らの裁量で行うことができる。
- 5 工事着手前において、主任技術者、監理技術者及び現場代理人の配置は要しない。
- 6 契約保証金については、余裕期間の利用の有無にかかわらず、契約日から工期末までを対象とする保証とする。

(各種届出等の取扱い)

第7条 工事着工届、工程表及び現場代理人・主任技術者等届は、実工期の始期日の前日までに、監督員に提出しなければならない。

- 2 下請けがある場合の施工体制台帳は、実工期の始期日の前日までに、監督員に提出する。
- 3 コリンズ（CORINS）の登録は、工事の着手をするときに、監督員の確認を受け、速やかに登録機関に登録申請をしなければならない。
- 4 工事履行報告書は、余裕期間中は提出を要しない。

(特記仕様書への記載事項)

第8条 余裕期間設定工事においては、特記仕様書に次の事項を記載する。

- (1) この工事は、余裕期間設定工事であること。
- (2) 工事着手日又は着手期限日
- (3) 余裕期間内は、主任（監理）技術者及び現場代理人の配置を要しないこと。
- (4) コリンズ（CORINS）に登録する技術者の従事期間は、実工期の期間であること。

2 前項の規定は、見積合わせ通知の記載事項について準用する。

(入札公告等への記載事項)

第9条 余裕期間設定工事においては、入札公告等に次の事項を記載する。

- (1) この工事は、余裕期間設定工事であること。
- (2) 前金払いの請求に関すること。
- (3) 設計上の全体工期

2 前項の規定は、見積合わせ通知の記載事項について準用する。

(契約書への記載事項)

第10条 余裕期間設定工事においては、契約書に次の事項を記載する。

- (1) 工期（契約締結日から工事完了予定日までの期間）
- (2) 特約事項

ア 約款第3条第1項に定める工程表については、工事着手日の前日までに提出しなければならないこと。

イ 受注者は、前金払いの支払の請求は、工事着手日より前にはできないものとし、その他については、約款第34条の定めによること。

ウ 受注者が余裕期間の利用を選択することにより経費が生じる場合には、受注者がこれを負担しなければならないこと。

エ 契約締結の日から工事着手日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入、仮設物の設置等の行為をしてはならないこと。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和元年9月9日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

野洲市長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

## 工 事 着 手 日 通 知 書

下記のとおり工事着手日を設定しましたので通知します。

工 事 番 号				
工 事 名				
工 事 場 所				
工事着手日	年 月 日			
実 工 期	自	年 月 日	至	年 月 日
そ の 他				

- ※1 入札執行時に提出すること（任意着手方式の場合のみ）。
- 2 余裕期間（契約締結日から工事着手日の前日までの期間）において、受注者は、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- 3 余裕期間は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- 4 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。
- 5 契約保証期間は、契約締結日から工期の末日までとする。
- 6 前金払を請求できる時期は、実工期内とする。